

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N635
2024.1.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

性同一性障害者特例法の生殖不能要件は違憲！……………加藤丈晴
—最高裁令和5年10月25日大法廷決定の意義と境界—

恵庭市遠藤牧場事件(恵庭市「障害者虐待」隠ぺい事件)について……………中島 哲
だまっちゃおれん! 人権侵害訴訟愛知・岐阜 名古屋高裁判決(2023年11月22日)について……………田巻紘子
第53回司法制度研究集会報告「いま改めて司法の独立を考える」……………笹山尚人
梁英聖先生学習会「反差別の理論と実践」のご報告……………大崎茉莉
【議長トーク】「ロー生、修習生の実情に寄り添って」……………笹山尚人
2023年度第3回常任委員会(冬の全国ミーティング・福井)開催

■ 特別講演報告 清末愛砂議長講演

「アフガニスタンにおけるジェンダーに基づく暴力・差別のバームクーヘン構造

—ターリバーンの復権下で知と権利を求めて闘う女性たち」のご報告……………矢野有希

■ オプショナルツアー「嶺南の原発見学と脱原発活動に取り組む住民との交流」のご報告……………杉尾 綾

☐ ハマスの人質解放、イスラエルのパレスチナ・ガザ地区への攻撃の即時停止及び
ガザ地区の解放を求める決議

☐ 福島原発事故の被害者による損害賠償請求訴訟に連帯し、原子力発電所の再稼働の即時停止、
及び原子力発電所の新設に反対し、東京電力のALPS処理汚染水海洋放出の中止を求める決議

☐ 防衛装備移転三原則の運用指針改定とPAC3輸出決定に抗議する議長声明



和歌山・太地町

性同一性障害者特例法の 生殖不能要件は違憲！

—最高裁令和5年10月25日大法院決定の意義と限界—

北海道 加藤 文晴

1 はじめに

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下、「性同一障害者特例法」という）は、性同一性障害を有する者が戸籍上の性別を変更するための要件を定めており、具体的には、①二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致していること（同法二条）、②一八歳以上であること（同法三条一項一号）、③現に婚姻をしていないこと（同項二号）、④現に未成年の子がいらないこと（同項三号）、⑤生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること（同項四号）、⑥その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること（同項五号）という六つの要件を満たしていなければならないとされている。

この性同一性障害者特例法が定める性別変更の要件は、諸外国に比べて特に厳しいとされており、特に、⑤の生殖不能要件と⑥の外観要件（以下、まとめて「手術要件」という）については、意に反する手術を強制するものであって人権侵害であるとの批判が強く、二〇一四年には、世界保健機関（WHO）などの複数の国際機関が、性別変更更に手術を要件とすることを批判する共同声明を出している。

2 最高裁第二小法院平成三二

（二〇一九）年一月二三日決定について

この性同一障害者特例法が定める手術要件のうち、生殖不能要件の合憲性について最高裁が憲法判断を示したのは、今回の大法院決定が初めてではなく、平成三二年一月二三日には、最高裁第二小法院が、以下のような判断を示していた。

「本件規定は、当該審判を受けた者について変更前の性別の生殖機能により子が生まれることがあれば、親子関係等に関わる問題が生じ、社会に混乱を生じさせかねないことや、長きにわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がされてきた中で急激な形での変化を避ける等の配慮に基づくものと解される。（中略）本件規定の目的、上記の制約の態様、現在の社会的状況等を総合的に較量すると、本件規定は、現時点では、憲法二三条、一四条一項に違反するものとはいえない。」

このように、最高裁は、性同一性障害者特例法上の生殖不能要件について、合憲としたものの、「現時点では」との留保をつけ、さらに、鬼丸、三浦の両裁判官が、補足意見において、「本件規定は、現時点では、憲法二三条に違反するとまではいえないものの、その疑いが生じていることは否定できない。」との踏み込んだ表現をしたことで注

目された。

3 最高裁令和五(二〇二三)年

一〇月二五日大法院決定について

本決定は、まず自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由が、人格的生存に関わる重要な権利として、憲法二三条によって保障されていることを明らかにした上で、生殖腺除去手術を受けることが強制される場合には、身体への侵襲を受けない自由に対する重大な制約に当たるとした。

他方で、性同一性障害者がその性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けることは個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益であり、このことは、性同一性障害者が治療として生殖腺除去手術を受けることを要するか否かにより異なるものではないとして、治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対して、性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を実現するために、同手術を受けることを余儀なくさせることは、必要かつ合理的なものということができない限り、許されないと判断を示した。

そして、生殖不能要件がなかったとしても、生殖腺除去手術を受けずに性別変更審判を受けた者が子をもうけることにより親子関係等に関わる問題が生ずることは、極めてまれなことであるこ

とや、性同一性障害を有する者に関する理解が広まりつつあり、その社会生活上の問題を解消するための環境整備に向けた取り組み等も社会の様々な領域において行われていること、性同一性障害に対する医学的知見が進展し、性同一性障害に対する治療として、どのような身体的治療を必要とするかは患者によって異なるものとされたことなどを挙げて、生殖不能要件による身体への侵襲を受けない自由に対する制約は、治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対し、身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るものであつて、現時点において、必要かつ合理的なものということはできず、憲法二三条に違反すると結論づけた。

その一方で、外観要件については、原審がその合憲性について判断をしていないことを理由に、原審に差し戻した(この点については、三浦、草野、宇賀の各裁判官の反対意見がある)。

4 本決定の意義と限界

性別適合手術は、身体に極めて大きな負担となる手術であるのみならず、国内で同手術を受けら

れる医療機関が限定されていること、また同手術に保険適用が認められた現在でも、ホルモン療法との併用により混合診療となるため、保険適用を受けられないケースが多く、多額の費用がかかることなどから、手術要件は、性同一性障害を有する人たちが性別変更をする上で、大きなハードルとなっていた。そのため本決定は、性同一性障害を有する当事者にとって、まさに待ちに待った決定であり、先日のトランスジェンダー職員のトイレ利用に関する経産省職員事件の最高裁判決に続き、性的マイノリティの権利擁護につながる画期的な判決であると評価できる。

また、本決定で、最高裁大法院は、生殖不能要件について合憲判断をした同第二小法院決定からわずか四年半ほどで、これを覆し、同要件を違憲と判断するに至っている。非嫡出子の相続分差別に関する最高裁決定が変更されるのに一八年かかったことを考えれば、かかる短期間で最高裁が判断を改めたということは、いかに性的マイノリティの権利に関しての昨今の社会の認識の変化が急であるかを示しているといえる。

その一方で、本決定は、手術要件のうち外観要件についての合憲性判断を行わず、高等裁判所に差し戻した。これにより、当該当事者の救済が遅れるだけでなく、高裁が外観要件を違憲と判断した場合には、国は上訴権を有しないため、高裁で

確定することになり、この論点についての最高裁の判断がなされないことになる。そうすると、この部分についての今後の下級審の判断や法改正の

動きに影響が及びかねない。その意味で、三浦、草野、宇賀の各裁判官の反対意見のように、外観要件も憲法二三条違反とした上で、最高裁で破棄

自判すべきであったと考えている。

恵庭市遠藤牧場事件（恵庭市「障害者虐待」隠ぺい事件）について



北海道 中島 哲

一 事案の概要

北海道の石狩地域、札幌と新千歳空港の間にある「花のまち」として知られる人口七万人程度の街、それが恵庭市です。その恵庭市内の遠藤牧場で、長年住み込みで稼働していた知的障害者三人が、二〇二三年八月二四日付けで、牧場主一家と恵庭市を被告として、損害賠償等を請求する訴訟を札幌地方裁判所に提起しました。

この牧場は、恵庭市議を二〇年間務め、市議会議長経験もある故・遠藤昭雄氏（自民党所属）

二〇二〇年二月死去。）が恵庭市において農業と酪農を営んでいた個人経営の牧場で、原告三人は、学校を卒業した頃から、数十年間住み込みで生活していました。住み込み生活は長い人で一九七六年二月から、短い人で二〇〇三年二月から続いているおり、それは二〇二三年の夏まで続きました。

原告三人は早朝から日没ころまで牛の世話や農作業に従事していましたが、休みは基本的になく、原告らは賃金をもらったことはありませんでした。

原告三人は全員障害年金一級の受給をしていま

したが、障害年金が入っている通帳は牧場主が管理しており、年金をもらったことはありません。牧場退去後、口座の取引履歴を確認したところ、過去二〇年間で取り寄せ可能な範囲だけで、合計五〇〇〇万円以上が出金されていました。

三人が暮らしていたのはエアコンも水道もないプレハブ小屋で、トイレはそのうち二人の小屋にある汲み取り式のものでだけでした。また、建物備付の暖房設備も一人の小屋にあるだけでした。さらに、原告らの話では、風呂は外で用事がある前に入れてもらえるだけで、牛舎の水道で体を洗う程度でした。着るものはたまにもらう古着で、収

入は月二回ほど買物に出かけるときに小遣いを多くて二千元ほどもらうだけでした。その小遣いの殆どは飲み物を買うのに使いましたが、部屋に冷蔵庫はありませんでした。

二 恵庭市役所による虐待可能性の把握及び隠ぺい疑い

弁護団は、当初、恵庭市に対し、情報公開請求を行いました。二〇一六年当時の資料は保存年限を過ぎており、保管していないとのことであったため、相談支援事業所に残されていた記録を、証拠保全手続により入手しました。

その記録には、二〇一六年ころに、恵庭市障がい福祉課に対し、遠藤牧場が潰れたようであった当事者が助けを求めてきたという話があり、この話を受けて、恵庭市障がい福祉課において、虐待も視野に入れて裏取りをしたこと、その後、牧場の農業部門と酪農部門のうち、酪農部門が破綻していたことが判明し、同時に、遠藤昭雄氏が恵庭市の元市議会議員であり、かつ、元議長でもあったことも判明し、恵庭市の内部において、対応に気をつけるようにとの伝達がなされたこと等が記載されていました。

その後、二〇一七年一月下旬には恵庭市障がい福祉課の職員が相談支援事業所に来所し、恵庭

市としての従前の経緯の説明があり、改めて、年金搾取も疑われること、市職員が遠藤牧場を訪問したことがあったが、プレハブ小屋の床の上に布団が敷いてあるなど、環境は劣悪な状況であったとの認識が示されました。

相談支援事業所としては、それではやはり虐待案件として扱わざるを得ないという考えを伝えましたが、市職員からは、これは恵庭市としてオープンにしている話ではなく、事業所が虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず恵庭市単独で扱っていくという話がなされました。

その結果、遠藤牧場による当事者に対する虐待は問題とされることなく、二〇一七年二月以降も、当事者の状況は改善されることなく継続されました。その後、二〇二〇年二月には遠藤昭雄氏が死亡し、妻も高齢化したことから、二〇二一年の十一月二二ころに、ようやく当事者が支援に繋がることとなり、当事者は遠藤牧場を退きました。

恵庭市役所は、遅くとも二〇一七年一月末の段階で、三人の障害年金搾取が疑われること、生活環境の劣悪さを認識しながら、虐待調査を行おうとした相談支援事業所に対し、調査の妨害及び虐待の隠ぺいを図り、五年近くもの間虐待を放置した疑いがあります。

障害者に対する虐待は到底許されるものではありませんし、健常者に対して許されない行為が障害者に対してなら許されるということもあります。恵庭市が権力者に忖度して虐待を隠ぺい、放置したのであれば、市の責任も問われるべきものです。

この事件の原告は三名ですが、弁護団は三名だけの問題ではなく、知的障害者全体に関わる問題だと考えています。このような問題が放置されれば、障害者もその家族も安心して生活することが出来ません。

三 弁護団員等

本件の弁護団員は七名であり、うち、青法協会員は、中島哲（六〇期）、山田佳以（新六一期）、吉田玲英（新六三期、現青法協北海道支部事務局長）、橋本祐樹（新六四期）、水見谷馨（七五期）の五名です。

第一回口頭弁論期日は三年一月二八日に開催され、第二回期日は四年一月三〇日に予定されています。

だまっちゃおれん！ 人権侵害訴訟愛知・岐阜 名古屋高裁判決（二〇二三年一月二二日）について

あいち 田巻 紘子

1 だまっちゃおれん！ 訴訟とは

福島第一原子力発電所の事故による放射線被ばくを回避するため、福島県から愛知・岐阜へ避難した住民のうち四二世帯二八人が、国と東京電力に対し損害賠償を求める裁判を名古屋地裁へ提起した。名古屋地裁判決（二〇一九年八月二日）の後、同訴訟原告のうち七世帯三人が、原告団を結成し、別途弁護団を委任して、「だまっちゃおれん！ 人権侵害訴訟愛知・岐阜」として、控訴審をたたかった（審からの弁護団に委任したAグループと、だまっちゃおれん！（Bグループ）が、弁論を分離せずに併存して訴訟を行った）。

「だまっちゃおれん！」原告団は、「被ばくを避ける権利、被ばく防護、脱原発」の三点をスロー

ガンに掲げて結成された。原発事故による被害の根幹にある「放射線被ばく」が直視されず、事故前に喧伝されていた「原発安全神話」が、事故後には「被ばく安全神話」（原発事故による被ばくは低線量被ばくであって、健康被害を生じさせるものではない）にすり替えられて日本社会に喧伝・流布されていることへの危機感からである。「被ばく安全神話」が喧伝・流布されるのは、日本政府が事故後にも原発を「活用」する政策を推進しているからに他ならない。国策と真正面から対決する裁判である。

2 名古屋高裁の法廷で原告が訴えたこと

原告の被害につき、「被ばくを避ける権利」が憲

法三条の人格権として保障されていること、本件事故によってその「被ばくを避ける権利」が侵害されたことを主張した。原発事故後、避難者（とくにいわゆる自主避難者）に対して、避難するのは神経質過ぎるとか、避難者がいるせいで本来は存在しない放射能汚染があると思われる迷惑だ、などの心ない批判が向けられてきた経過がある。滞在者と避難者が分断されない、被害の訴え方をしたかった。その結果、本件事故による被害の本質に着目した「被ばくを避ける権利」を打ち立て、主張・立証を行ってきた。

高裁の審理では、だまっちゃおれん！の原告の避難元の土壌を採取し、放射能汚染度を測定した資料（二〇一九年の土壌採取・測定時点において、どの原告の避難元も、放射線管理区域と指定されるべき状態にあることが判明）等を提出し、被ば

く被害を訴えたほか、毎回の期日における原告意見陳述(うち一名は陳述時点で未成年)、原告六名(うち二名は事故当時未成年)・専門家証人一名の人証を実施した。現地検証を申し立てていたが、それは認められなかった。

規制権限不行使による国賠違法については、これを否定した原審を覆すべく主張・立証を重ねてきた。二〇二二年六月十七日、同種訴訟への判断として最高裁が国賠違法を認めない判断を示した後は、原審とともに最高裁判決をも克服するため、各地の訴訟団と意見交換しながら、主張・立証を行ってきた。

3 名古屋高裁の判断

名古屋高裁(松村徹裁判長)が示した判断は、被害の実態から目をそらし、最高裁と国策におもねる不当な判断であった。

国の責任につき、予見可能性に關し、二〇〇二年年末の時点で敷地高を超える津波到来を予見できたので東電に命じて対策を講じさせることが必要であったとまで判断しながら、結果として、事故前の原発安全対策はドライサイト(敷地への浸水を前提としない)によっていたので、敷地に浸水する対策は想定されない(ドライサイト論)、対策が講じられる場合も水密化ではなく防潮堤が選

択されることになる、長期評価によって予見される津波と実際の事故時の津波は、地震規模や敷地流入経路が異なるから長期評価によって予見される津波対策としての防潮堤では本件事故は防げなかったとして、結果回避可能性の判断を行わず、因果関係判断のみでその違法性を否定した。六・一七最高裁判決に追従する判断である。

被害につき、原告が主張・立証していた「被ばくを避ける権利」は、判決において一切無視された。裁判所としては「避難及び避難生活」に関する損害のみを判断するとの姿勢を示し、「年二〇ミリシーベルト」までの被ばくを一般公衆も許容すべきとされている政策も無批判に受け容れ、原告が主張・立証した放射能汚染度等の被ばく実態についての判断を回避した。その結果、本件事故から避難までの間に時間を要した原告や、避難後に家計を支えるために福島に戻らざるを得なかった原告については「避難した時期が短い」として慰謝料が減額される等、認容額の減少につながった。当時胎児であった原告は、避難を経験していないとの理由で、原審に引き続き慰謝料が認められなかった。東電が行った弁済の充当方法の変更もあり、訴訟全体では約二四〇〇万円、認容額が減額となった。

「子どもにも生活があり、被害が生じているのに、見て見ぬふりをされている」との気持ちから、

未成年として意見陳述を行った原告は、判決後、「意見陳述で裁判官は目を見てしっかり聞いてくれた。(判決に)期待していたのに、今回も裏切られた」と感想を語った。原発事故の被害を矮小化し、今なお原発推進を進める政府、電力会社、それを支持する司法、そして大人への厳しい批判に私たちは応えていかなければならない。

4 舞台は最高裁へ

名古屋高裁の不当な判断を受け容れることはできないと、だまっちゃおれん! 原告団は最高裁へ上告・上告受理申立手続を行った。今後、訴訟の舞台は最高裁となる。先行して最高裁第三小法廷に係属しているいわき市民訴訟ほか各地訴訟と連携し、国の責任を正面から認めさせる判断、被害の実態に向き合う判断を求めていきたい。

第五二回司法制度研究集会報告

「いま改めて司法の独立を考える」

東京 笹山 尚人

11/23
開催

□ 今回の集会のテーマと内容

この日の集会は、テーマは、「いま改めて司法の独立を考える」。

二〇二三年一月三日、日本民主法律家協会が主催する第五三回司法制度研究集会に参加した。当部会も共催団体として名前を連ねているので、議長として参加である。リアル参加が五五名（昨年の一・五倍）、オンライン七七名、合計二二三名の参加で、初参加の人も多かった、と聞いている。実際、昨年と比べても盛況だったと思う。

この日は私はリアル出席する予定だった。ところが急遽オンラインでの参加をさせてもらった。青年法律家を冠してあるまじき話したが、数日前に自転車に乗っていて転倒し、右足を強打。骨折等はしなかったものの数日経ても痛みがひかず、歩行に支障がある状態が継続していたため。みなさんにも体には気をつけましょう。（笑）

近時、大阪空港訴訟において、最高裁元長官が法務省の意向を受けて審理中の同事件に介入し、最高裁がこれに応じて大法廷回付を行ったことが当時の団藤重光裁判官のノート分析により明らかになった。そのほか、福島第一原発事故訴訟の最高裁の審理においても、最高裁元裁判官がその肩書を名乗って東電側の主張を支持する意見書を最高裁に提出したり、弁護士から最高裁判事に任官する者の多くが東電や政府のために業務をする巨大ローファームの出身であったり、あるいは退官後にそのパートナーとなっている実態もあきらかになっている。これらを受け、「司法の独立」が

危うい状況になっているとの問題意識から、その実態を共有し、あらためて司法の独立を求めていく内容である。

具体的な内容は「大阪空港訴訟から考える『裁判官の独立』というテーマで佐藤岩夫東大名誉教授が講演し、大阪空港訴訟弁護団の松森彬弁護士が大阪空港訴訟での最高裁大法廷回付について報告した。次に、ジャーナリストの後藤秀典氏が「最高裁判事と巨大ローファームの蜜月」とのテーマで講演し、南雲芳夫弁護士が「原発避難者訴訟における二〇二二年六月一七日最高裁判決の問題点と現在の取り組み」について報告した。さらに、鶴飼良昭弁護士が「裁判官の国鉄出向問題」について報告し、新屋達之福岡大教授が「どうして司法の独立が確立しないのか」とのテーマの報告をした。そのほか、参加者からの発言や質疑となったが、岡口基一判事と弾劾裁判弁護団の大賀浩一弁護士から弾劾裁判の状況の報告があった。

□ 感想

いずれも充実した報告や講演で、午後一杯使っても到底こなしきれない内容だった。司法の危機を多くの人が実感していることがうかがえた。

この日のやりとりで私の印象に残ったのは、「この司法の状況を変えるためにどうしたらよいかについてなにか意見があるか」といった趣旨の質問に

答えて、後藤氏が、「弁護士、法律家の中の力関係を考察する必要があるのではないか。」と発言したことである。

確かに、五大事務所と呼ばれる巨大ローファームは、東京電力のような大企業のための業務を遂行する一方、弁護士会の中でも、いまや弁護士出身の最高裁判判官を五大事務所の関係者から選出させる力を保有している状況である。

もちろん弁護士には、弁護士法に基づき、人権や社会正義を目指す倫理がまねく存在している。しかし、事実の問題として、弁護士の中でも、実際に目指すところにおいて、豊富な経済力を行使する勢力のための仕事をする人びとと、社会の諸矛盾の中で経済力がなく、少数派として救われない苦しみに耐えている人びとのための仕事をする人びととで相違が存在するのではないか。

私たちは、私たちの力をいかに強化していくかということも重大なテーマではないか。

□ まとめ

この集会の様子は、いずれ日民協が発行する「法と民主主義」で詳報されると思うので、ぜひ会員諸氏にもその号はお読みいただくことをお勧めする。

梁英聖先生学習会

「反差別の理論と実践」のご報告

東京 大崎 茉耶

一月二三日に開催された、憲法委員会企画についてご報告します。

一 はじめに

二〇二三年秋、差別について考えさせられる複数の裁判例が誕生しました。被差別部落出身者の「差別されない人格的利益」を認めて損害賠償請求

や差し止め請求を認めた東京高裁判決、そして在日コリアン三世の女性に対する「祖国へ帰れ」という投稿がヘイトスピーチと認定され、同じく損害賠償請求が認められた横浜地裁判決です。

そんな差別について考えさせられる今、本学習会は、差別のメカニズムと共に、差別に対して私達が出せる事とは何なのか考える良い機会でした

ので、本稿でごく一部ではありますがその内容をご報告します。

二 「反差別」とは何なのか

実際のヘイトスピーチの動画を視聴し、「あなたはなぜ差別に反対しますか？」という一見簡単そうな問いから、差別についての学びは始まりました。被害者が傷つくから、歴史的過去があるからという観点ももちろんありますが、社会正義（平等）に反するから差別はやってはならないという意識が特に重要であり、私達一人一人が差別とたたかうことが求められているといえます。

では差別とたたかう、「反差別」とは何なのでしょう。梁先生によれば、被害者に寄り添うことももちろん重要であるが、同時に加害者を止める、差別行為を禁止するという大事な姿勢が日本には足りないといふことです。

そして差別行為を禁止するという意味での「差別」が必要な理由として、主体モデルと効果モデルという二つの差別観についての分析がなされました。効果モデルに基づく、差別の原因は差別行動を可能にする社会的効果であり、差別とは客観的な行為の効果であり、反差別の手段は行動を変えさせることとなります。たしかに、実際に「〇〇人を殺す」ことはできなくても、そのように公の場で発言することは出来てしまう現状は、まさに差別行動が許容されているといえるのではないのでしょうか。

さらに、差別行為を禁じるひとつの手段としては、法律により規制することがあります。しかし、差別とたたかうという視点からみれば、マイノリティ毎に特別法を作ることば必ずしも効果的ではないとの指摘がありました。近代的なレイシズムは、複数のアイデンティティが組み合わさった差別であり、差別対象の属性を単一にとらえる特別法では、被害者が零れ落ちてしまうということでした。

三 差別を阻止するためには

差別が発生したときとして、先に述べた主体モデルは、加害者の反省、被害者のケア、教育等を挙げます。しかし、効果モデルは差別の客観的な社会的影響を食い止めようと、差別扇動

効果を遮断し抑制しようとしています。この説明の中で分かりやすかったのが、次のコップの例です。

もし、目の前でコーヒーが入ったコップを、誰かが倒して割ってしまったら、まず割れた破片を片付け、こぼれたコーヒーを拭くでしょう。それが怪我等の二次被害の遮断となります。割った人が反省するか、謝罪するかなど、二次被害の遮断という観点では無意味です。同じ場面で、コップを割った人が「わざとじゃないがすみません」とだけ言って傍観していたら、何も解決しません。そしてその場面を周囲もただ放置すれば、二次被害、三次被害を食い止めることはできません。これがコーヒーではなく毒であるのが、差別行為だということでした。

割れた破片を片付けるように、私達が出来る事の一つとして、BDSすなわち不買・投資引き上げ・制裁が紹介されました。近年、差別行動をとった芸能人の広告起用を取りやめる動き等がみられますが、私達も商品選択の場面等で、できることはあるのではないのでしょうか。

四 おわりに

これまで、自分は教育こそ差別や偏見の解消には必要だと思っていましたが、一方でそれくらいいじけな思っていました。しかし、今回の学習会を受け、それが無意味ではないものの、も

っと日常生活の中で差別に抵抗することはできませんし、その波が大きくなれば差別に対して普通の市民たちから強いNOを突き付けて対抗することができるのだとわかりました。

本稿では、私の中で特に興味深いと感じた部分を抜粋してご紹介しましたが、考え方として新しいものも多く、一回での消化はなかなか難しかったというのが正直なところです。『レイシズムとは何か』等の梁先生の著書も事後的に拝読しつつ、私が差別に対してできることを考えていこうと思います。

青法協本部・千葉支部共催企画のご案内

9月に開催された第2回常任委員会で講演予定だった法曹人口・法曹養成問題の講演会を、下記の日程で開催いたします。Zoomでも配信しますので、みなさまぜひご参加下さい。

記

テーマ：「法曹人口・法曹養成問題について考える
— 法曹養成制度の再「改革」に向けて」

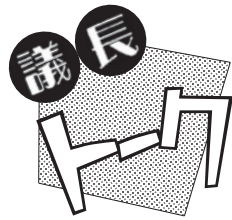
講師：立松彰会員

(青年法律家協会弁護士学者合同部会元議長)

日時：2月29日(木)16時～

場所：千葉県弁護士会 3階講堂+Zoom

※詳細は事務局へお問い合わせ下さい。



「ロース、修習生の 実情に寄り添って」

二〇二三年二月一六日、四団体事務所説明会に参加しました。参加された会員のみなさま、大変ご苦勞様でした。

私自身、このイベントへの参加は本当に久しぶりでした。

最初は、ちょっとしたデジャ・ヴの感触にとらわれました。

私たち五三期が司法修習生のときも、四団体事務所説明会があったわけですが、参加している法律事務所が五〇くらいある中で、修習生の参加は三〇名はいなかった記憶です。明らかに売り手市場。私自身、ありがたいことに多くの法律事務所から声をかけてもらった記憶があります。

今回の場合がそれとよく似ていたのです。おそらく司法試験合格者の二倍かそれ以上の

法律事務所の参加。

ただ、違うところもありました。そしてそこが大事なポイントだと感じました。

それは参加している合格者が、当該法律事務所の業務内容よりは、経済的保障面、生活面、教育面といった自身の職場環境により強い関心を持っていた（ように見えた）ことです。

修習生の進路の希望に関して、熊本総会のときに聞いた熊本の弁護士会や弁護士修習の実情から、私は強い関心を持つてきました。そこから修習生委員会の把握している情報など、私も私なりに情報を収集して、現在の法律家を目指す後輩候補者のみなさんの実情について概ね以下のような感触を得ています（個人の感想です）。

- ・ 法律家を目指す大学生は、在学中から資格を目指すための厳しい勉強環境に置かれており、現在の五〇期代より上のみなさんが体験した、ある意味「ユルい」大学生活とかけ離れた生活を送っている。
- ・ 法律家を目指す動機として、ドラマ「リールガルハイー」の影響が一定ある。
- ・ 法科大学院では、弁護士の実務法曹のイメージは、知財関係や巨大ローファームのイメージが強く、成績優秀者こそ巨大ローファームを目指す傾向にある。
- ・ 法律事務所の中にも「ブラック企業」が存在するという事実は知れ渡っている。

ざっくり言えば、弁護士という職業には、その職業に就けば高い社会的地位と経済的保障が待っているというかつて存在したイメージは既がない。資格を得るまでに散々苦勞してきたのだから、生活の心配の少ない高収入や福利厚生の実施している法律事務所に人氣があり、巨大ローファームはその代表格である、という状況ではないか、と考えるのです。先日の事務所説明会に参加してみて、少なくとも私は自分のこの感触について、裏書きされた思いがしました。

さあ、これは私たち青法協にとってはなかなか由々しき事態です。ただはっきりしていることは、法律家を目指す学生たちの実情をまっすぐに受け止め、彼らに寄り添った私たちの対応が求められること。みんなで知恵を絞っていきましょう。

（青法協弁学会同部会議長 笹山尚人）

青年法律家協会弁学会合同部会◎二〇二三年度第三回常任委員会◎決議

ハマスの人質解放、イスラエルのパレスチナ・ガザ地区への攻撃の即時停止 及びガザ地区の解放を求める決議

1 ハマスによる軍事行動と

イスラエルによる大規模攻撃

二〇二三年一〇月七日、イスラエル軍が軍事占領を行っているパレスチナ・ガザ地区に拠点を置く組織ハマスが、イスラエル市民に対して無差別攻撃を行った。この攻撃とイスラエル軍の応戦により、現在までに二〇〇人以上が殺害され、数百人のイスラエル人や外国人が拉致されたとされる。こうしたハマスの行為は、罪のない一般人を殺害するテロ行為そのものであり、

国際法にも違反する行為で、断じて許すことは出来ず、強い非難に値する。

これに対して、イスラエル軍はガザ地区への大規模な空爆を開始した。イスラエル軍による攻撃は、イスラエル占領下で行われた二〇〇七年のガザ地区封鎖以来最大規模のものであり、ガザ地区を完全封鎖した上で学校・病院・難民キャンプ等も無差別に攻撃した結果、一万二〇〇〇人を超える死者が出ている（同年一月一四日時点でのガザ地区保健当局の発表）。この死者には多数の民間人が含まれる上、四六〇〇人以上の

子ども、一〇〇人以上の国連スタッフが犠牲となっている。

当部会は、ハマスの無差別攻撃、イスラエルのガザ地区空爆によつて犠牲となった人々に深い哀悼の意を表明する。

2 イスラエルによる攻撃は国際法違反である

イスラエルは、自衛権の行使を理由として、大規模攻撃の正当性を主張している。しかし、イスラエルによる今回の攻撃は、自衛権によつて正当化することは

できず、国際法違反の疑いが極めて強い。

まず、ガザ地区を含むパレスチナは、国際法上イスラエルの占領地域に当たると（パレスチナの壁事件における二〇〇四年七月九日ICJ勧告的意見）。ハマスはイスラエルの占領地域内に存在する武装組織であり、国家による武力攻撃を前提とした国連憲章第五一条の自衛権を、イスラエルが行使することはできない。

また、イスラエルによる自衛権行使が認められるとしても、ガザ地区への攻撃は国際法上求められる必要性・相当性を大きく超えており、自衛権の行使としても違法である。

さらに、イスラエルによるガザ地区の完全封鎖と無差別攻撃は、ガザ地区の市民という集団の少なくとも一部を「集団それ自体として破壊する」意図をもって行われている疑いが極めて強く、ジェノサイド条約で禁止されたジェノサイドに当たると可能性が高い。イスラエルの自衛権が認められるとしても、ジェノサイドは国際法上許されない。

このように、イスラエルによる攻撃は国際法違反である。

3 イスラエルに対する国際的な批判

イスラエルに対しては、イスラエルに親和的とされる欧米も含む世界各地の市民から抗議の声が上がっている。

国連安全保障理事会においても、当初は拒否権を行使していたアメリカが拒否権を行使しなかった結

果、二〇二三年二月一日、イスラエルとハマスの双方に戦闘の緊急かつ人道的な中断を求める安保理決議が採択され、日本も賛成した。

このように、イスラエルに対する国際的な批判は強まっており、国際社会は停戦を求めているといえる。

4 暴力の連鎖は許されない

一方、ハマスは、一〇〇人を超える人々を人質として拉致しており、イスラエルからの新たな空爆があった場合には、事前通告なしに人質を処刑するとの声明を発表している。これ以上の暴力の連鎖、戦闘の拡大、人々の犠牲は断じて認めることができない。

5 即時停戦及び占領の解放を求める

前記のように、イスラエルによるガザ地区への攻撃は国際法違反であるから、イスラエルは即時停戦に応じ、ガザ地区の封鎖を解除すべきである。一方、ハマスは、人質を即時・無条件で解放すべきであり、双方が、即時の停戦を行うべきである。

また、日本は、憲法前文で「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」した国である。日本政府には、パレスチナ問題に関して欧米とは一線を画した独自外交を展開してきた実績を活かし、アメリカに追随することなく、憲法前文に基づいて即時停戦に向けた外交努力を追求することが求められている。

当部会は、イスラエル・ハマスの双方に対して、停

戦の即時実現を求めるとともに、イスラエルに対しては、すべての元凶となっているガザ地区、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の占領を、直ちに停止することを求める。そして、日本政府に対しては、即時停戦に向けたあらゆる外交努力を行うことを求めることを、ここに決議する。

二〇二三年二月二日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回常任委員会

福島原発事故の被害者による損害賠償請求訴訟に連帯し、

原子力発電所の再稼働の即時停止、及び原子力発電所の新設に反対し、

東京電力のALPS処理汚染水海洋放出の中止を求める決議

一 名古屋高等裁判所判決

二〇二三年一月三日、名古屋高等裁判所は、福島県の県北・県中・県南・相双・いわき地域の各原告が、国と東京電力に対し、福島原発事故による損害の賠償請求をした事件（だまつちゃおれん！ 原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜）で、国の責任を否定する判決（以下、「名古屋高裁判決」という）を出した。

判旨は、「経済産業大臣が規制権限を行使して技術基準適合命令を発令していたとしても、それによって講じられる措置の内容は、福島第一原発の敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐための防潮堤等の設置となつた可能性が高く、仮にその設置が行われていたとしても、平成二三年三月一日の津波の到来により大量の海水が敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高い」（判決要旨から引用）として、国の賠償責任を否定した。

名古屋高裁判決は、防潮堤等の設置があつたとしても、原発事故を防ぐことはできなかった可能性が高いとして、国の責任を否定する二〇二三年六月一七日の

最高裁判決（以下、「最高裁判決」という）になつたものである。

最高裁判決の問題は当部会でも批判し、国の責任を認める判決が出されるべきである旨決議している（二〇二三年六月二六日決議）。

最高裁判決（多数意見）は説得的ではなく、国の責任を追及する後続事件を担当する地方裁判所、高等裁判所の裁判官であれば、その良心に従つて、国の責任を認める判決を出し、最高裁判決を覆すべきである。しかし、名古屋高裁判決は、漫然と最高裁判決に従う判決を出したものであり、説得力を持たない。

今後も、二〇二四年一月までの間に、国の責任に關する高裁、地裁の判決が予定されており、最高裁判決の誤りを端的に指摘し、誤りを正す判決が出されるべきであり、当部会は、国の責任を追及する各訴訟に連帯し、活動する。

二 原発の再稼働について

最高裁判決は、想定外の事象により原発事故が起きたとしても、その責任を負う必要はないという論理

により、国の責任を否定するものである。

原子力発電所は、次のような性質を持つため、厳重な規制が課せられている。

「原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであつて、原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によつて汚染するなど、深刻な災害を及ぼすおそれがあることに鑑み、その災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉の設置後の経済産業大臣において、科学的、専門技術的見地から、原子炉施設が適切に維持されるよう、適時に技術基準を定めるとともに、原子炉施設がこれに適合していないときは、できる限り速やかに、これに適合するように命ずることができることとしたものと解される（最高裁三浦守反対意見）」。

このように、原発事故は、発生した際の重大な危害、深刻な災害を生じさせるような性質があるにもか

かわらず、「想定外」が許されるのであれば、原発事故を防ぐことなどできない。

二〇二一年三月二日の原発事故後、原発の稼働の差止を認める判決・決定が出されたのは、福井地方裁判所（二〇一四年五月二日、大飯原発三、四号機）、福井地方裁判所（二〇一五年四月一四日、高浜原発三、四号機）、大津地方裁判所（二〇一六年三月九日、高浜原発三、四号機）、広島高等裁判所（二〇一七年二月一三日、伊方原発三号機）、広島高等裁判所（二〇二〇年一月一七日、伊方原発三号機）などである。他方で、二〇二三年三月二四日、広島高等裁判所決定（伊方原発三号機）など、再稼働を認める裁判所の判断も出されている。同決定は、規制基準の不合理性及び適用の不合理性の立証、具体的危険性の立証を住民側に求めて、その立証ができていないとして四国電力を勝訴させたものであり、住民らの訴えを真摯に受け止めたものとは評価できない。

再稼働を許す裁判所の判断が出されたことについても、最高裁判決の影響が指摘されている。

しかし、地震大国である日本において、原子力発電所の安全性が確保されているとはいえず、原子力発電所の再稼働は即時停止されるべきであり、また、原子力発電所の新設も許されない。

また、最高裁判決の後、国は原発の稼働期間の延長を決めており、二〇二二年三月二日の原発事故はなかったものように原発政策がすすめられており、到底許されない。

三 原発事故の影響は終わっていないこと

原発事故による避難、賠償の不十分さ、原発事故後の原発近くで滞在せざるを得ないことの被害、廃炉の技術的問題、双葉町、大熊町、浪江町などで帰還困難区域が残っていることなど、原発事故による被害は今も残っている。

また、二〇二三年八月二四日、東京電力は、ALPS処理汚染水の海洋放出を開始した。ALPS処理汚染水の海洋放出は、二〇一五年に政府及び東京電力が「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と福島県漁連に文書で伝えた約束に反するものである。

福島第一原発では、二〇二二年三月の事故以降、地下水や雨水等が原子炉建屋内の放射性物質に触れることや燃料デブリを冷却した後の水が建屋に滞留することにより、汚染水が日々発生している。

政府及び東京電力は、原発団研の提案する抜本的な止水対策を取ることなく、不十分な対策で汚染水を発生させ続けてきた結果、海洋放出に踏み切ることになったものであり、海洋放出によって生じる被害は政府及び東京電力の責任である。

汚染水を処理した後の「ALPS処理水」には、放射性物質であるトリチウムが含まれているが、トリチウムの安全性については、現在のところ確立した知見が存するわけではなく、また、「ALPS処理水」にはトリチウム以外の放射性物質が含まれていることも明らかになっている。そうである以上、放射性物質を

含むALPS処理汚染水を安易に環境中に放出することとは許されない。

今後は、抜本的な止水対策を取ることにより新たな汚染水の発生を抑止しつつ、海洋放出以外の処分方法を検討し、実行に移すべきである。

四 市民連絡会の発足

このように、原発事故による影響は、事故後二年半を経過してもなお残存しているものであり、原発事故被害の重大性は明らかである。

だからこそ、二度と原発事故が起きないように、原発の廃止と二〇二二年三月二日の原発事故による損害の完全な賠償、国及び東京電力の責任の追及がなされなければならない。

これらの状況を背景として、二〇二三年一月一七日、ノーマア原発公害市民連絡会が発足した。原発公害を二度と起こさないことを目指すこの市民連絡会は、市民、学者、弁護士、ジャーナリストなどが様々な立場で参集しており、当部会の会員も多く関わっている。

当部会は、同市民連絡会の活動に連帯しながら、今後とも、原発事故を二度と起こさせないよう、引き続き活動する。

二〇二三年二月二日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回常任委員会

青年法律家協会弁学会合同部会◎声明

防衛装備移転三原則の運用指針改定とPAC3輸出決定に抗議する議長声明

一 二〇二三年二月三日、政府は、外国企業から技術を導入し国内で製造する「ライセンス生産」の防衛装備品について、ライセンス元の国への輸出を可能とすることなどを盛り込んだ「防衛装備移転三原則」の運用指針を改定した。これに伴い、地上配備型の迎撃ミサイル「PAC3」をライセンス元国のアメリカに輸出することも決めた。

二 従来わが国は、武器輸出三原則を定めて、兵器の輸出について基本的に排斥してきた。二〇一四年、当時の安倍政権は、これを廃して防衛装備移転三原則（移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保）を定め、武器の輸出入を基本的に認めつつ、その上で禁止する場合の内容や、厳格な審査を規定する内容とした。

この原則に基づく従来の運用指針においては、米国のライセンス生産品に係る部品のみが移転可能とされていたところ、米国以外の国からのライセンス生

産品も、また、部品に加え完成品も、ライセンスパックを可能にする等の指針の改定が行われたものである。

PAC3の輸出は、その具体化となるものである。

三 日本国憲法前文及び第九条は、戦力の保有を禁止し、国際紛争の解決手段としての戦争を禁止し、世界の諸国民に平和的生存権があることを宣言している。

かかる規定からして戦争の用具であつて戦力の内容になる武器をわが国が保有すること自体憲法違反であり、その輸出入を可能とする防衛装備移転三原則自体がそもそも憲法違反である。

それをおくとしても、部品のみならず武器の完成品の輸出を可能とすることは防衛装備移転三原則の内容を武器を輸出しやすい方向へ緩和するものであつて、憲法の平和主義の精神からよりかけ離れる内容になるものである。

そして決定されたPAC3の輸出は、ウクライナ戦

争においてアメリカがウクライナに供与したものの補充のためと報じられている。このことを前提にすれば、わが国がウクライナ戦争に後方支援的に荷担していることとなる。

以上の通り、一般の運用指針改定及びPAC3の輸出決定は、憲法の平和主義からして許されるものではない。

四 当部会は、日本国憲法の平和主義を尊重し、国に対し、一般の運用指針改定及びPAC3の輸出決定について嚴重に抗議し、これらの改定及び決定を撤回することを求める。

二〇二三年二月二八日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 笹山 尚人

今後の日程

【常任委員会
(全国ミーティング)】

*第4回(春)
3月8日(金)
～9日(土) 兵庫県

【第55回定時総会】

6月29日(土)
～30日(日) 北海道

【青年法律家協会

70周年記念企画】

4月5日(金) 東京

【第18回人権研究交流集会】

11月23日(土)・24日(日)
東京

各委員会の日程

オンラインでの参加を
希望する方は、本部事務局
までご連絡ください。

【憲法委員会】

2月13日(火)10時半～

【修習生委員会】

2月6日(火)10時半～

【広報委員会】

2月16日(金)18時～

二〇二三年度第四回拡大常任委員会(春の全国ミーティング・兵庫県)のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第四回拡大常任委員会(春の全国ミーティング・兵庫県)を行います。常任委員以外の方も奮ってご参加下さい。

記

【日 時】 二〇二四年三月八日(金) 一三時～九日(土) 一二時(予定)

【場 所】 兵庫県神戸市内

【特別講演】 「憲法を巡る情勢と活動上重視すべきポイント」(仮)

講師…塚田哲之会員(神戸学院大学教授・青年法律家協会元議長)

【憲法委員会企画講演】 「政治とカネの問題 議会制民主主義の実現を求めて」(仮)

講師…上協博之会員(神戸学院大学教授・青年法律家協会元議長)

【地元企画】 「少年事件」少年A 記録の廃棄事件など」 報告…野口善國弁護士

【若手弁護士実務講座】 「子どもの権利を守るための活動の意義

～子どもシェルター、いじめ第三者委員会、少年事件などを通じて」 報告…國富さとみ会員

【オブシヨナルツアー】 「祈りの杜 福知山線列車事故現場」 ガイド…津久井進弁護士

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



編集後記

▼今回のノーベル物理学賞受賞者は、一〇〇京分の一秒という光の開発者だ。これにより、電子の姿さえ撮影することが

ができる。また、化学賞受賞者は一〇〇万分の一ミリサイズの結晶発見など、ナノテクノロジーの基礎研究者だ。この結晶により様々な色の光を発生させることができる。生理学・医学賞受賞者はおなじみ新型コロナウイルスのmRNAワクチン開発者だ。狙った人工たんぱく質をつくることができる。こうして世の中はどんどん解明され、便利になっていく。▼これに対して平和賞は、刑務所で服役中のイランの人権活動家である。世界が認める人権擁護者自身が人権侵害に遭っている。科学の発展はとんでもなくめざましいのに、なぜ二世紀になっても人権侵害、戦争、争いの根本となる原因が科学的徹底的に研究され、解明され、解決されていないのか。AIの力を借りれば解決は可能となるのか。AIに予測させても、人類がもっと真剣にならないければ未来は変わらないのだろうか。

(町田正裕)